

福島第二／柏崎刈羽原子力発電所 保安規定審査資料	
資料番号	⑩－２
提出年月日	令和２年３月２３日

福島第二／柏崎刈羽原子力発電所

その他の条文変更について

令和２年３月

東京電力ホールディングス株式会社

1. その他の法令改正等に伴う条文変更について

1-1. 変更一覧

法令改正等に伴うその他の変更内容について、本資料にてその内容の整理を行う。変更一覧を以下に示す。

○標準案以外の変更一覧

番号	標準案以外の変更	条 文	概 要
(1)	組織・職務の変更	第4条 第5条	・発電所組織へ所長付を追加，職務へ内容を規定
(2)	検査の独立性 (その他)	第4章(運転管理) 第19, 22, 27, 30, 32条	・第4章に規定されるサーベイランス(LCOを満足していることの確認行為)について、「検査」実施と同一に読み取れる記載の適正化 ・定事検の独立性は，第8章(施設管理)にて確保
(3)	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合のPRA等の検証	第74条	・予防保全を目的とした保全作業を実施する場合に，AOT内外での作業に関わらず，措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で実施する旨追記。
(4)	記録	第120条	・実用炉規則第67条の要求事項に合わせて修正
(5)	用語の変更	全般	・事業者検査化，その他法令用語の変更

1-2. 変更の内容

上述の変更一覧の各項目について、本項にて詳細に内容を整理する。

(1) 組織・職務の変更(所長付の追加)

○保安規定第3条(品質保証)の変更

品質管理基準規則及び同解釈制定に伴い、第3条(品質保証)を中心とした変更を行っており、本変更の一環で変更管理及びリスク管理に係る活動を明確化し、基本マニュアルとして、「原子力リスク管理基本マニュアル」、「変更管理基本マニュアル」を追加している。第3条の当該変更箇所を以下に示す。

第3条(品質保証)
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。
(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「 変更管理基本マニュアル 」に基づき管理する。この場合、原子力安全に対する重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス、組織等の変更(累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。
a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持

c) 資源の利用可能性

d) 責任及び権限の割り当て

(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報を活用し品質マネジメントシステムの実効性を継続的に改善することを確実にする。

7.1 業務の計画

(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。

a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定及び変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a）と同じ。）

○保安活動

リスク管理及び変更管理については、発電所は既存の組織ではあるが、これまで保安活動を実施していない「所長付」が担うこととしたため、新たに組織図に加え、その職務を規定する。

第4条（保安に関する組織）

[福島第二原子力発電所の所長の下位に以下組織を追記]

所長付

第5条（保安に関する職務）

[発電所組織の職務に以下の職務を追記]

(2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。

※：併せて、各 GM 及びグループ員の定義に追加

(2) 検査の独立性

○第4章（運転管理）の「検査」用語の記載の適正化

保安規定第11条（構成及び定義）に規定するとおり、第4章（運転管理）の第2項については、運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項（サーベイランス）を規定している。

第11条（構成及び定義）

2. 第3節（第72条～第75条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

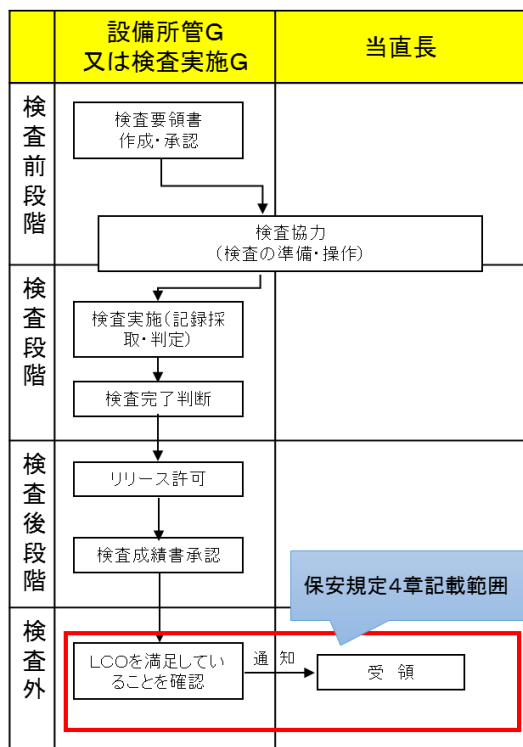
(2) 第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項

サーベイランスでは、従来の定期検査時に確認する事項として、一部「検査を実施する」旨の記載があり、サーベイランスと定期事業者検査（以下「定事検」という。）を兼ねた記載となっている箇所がある。

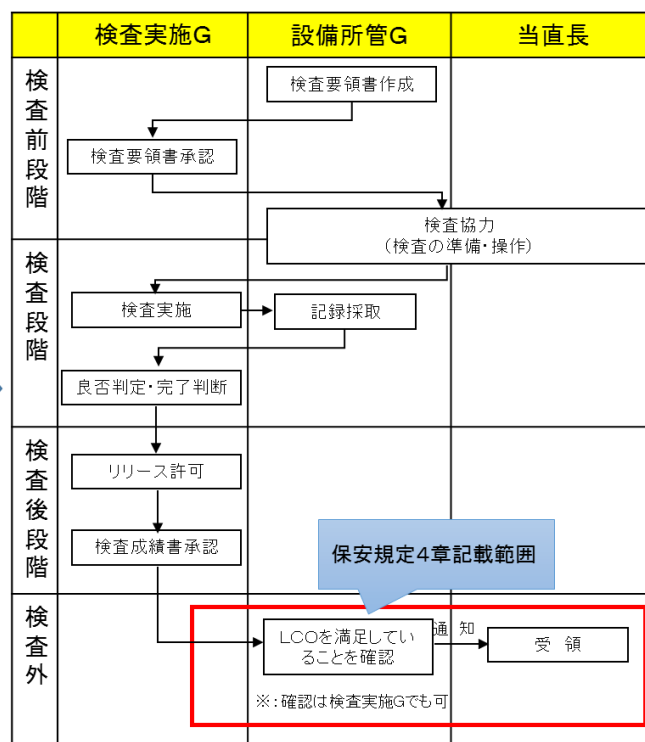
定事検については、第107条の5（定期事業者検査の実施）に規定し、第4章においては、第11条に記載のとおり、サーベイランス行為のみが明確化されるよう、記載の適正化を行う。

○定事検のプロセスフロー

<現行>



<新検査制度運用開始後>



具体的には、以下の一部の条文について、「検査を実施する」旨の記載を「検査結果を確認する」旨、記載の適正化を行うこととする。

○変更の内容 (福島第二保安規定)

条文番号	名称	変更前	変更後
19条	停止余裕	2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の <u>検査</u> を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 燃料GMは、燃料取替終了後、 <u>停止余裕の検査を</u> 0.38% Δk/k※1 の反応度補正をした状態で <u>実施</u> し、その結果を当直長に通知する。	2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の <u>確認</u> を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 燃料GMは、燃料取替終了後、0.38% Δk/k※1 の反応度補正をした状態で <u>停止余裕を確認</u> し、その結果を当直長に通知する。
22条	制御棒のスクラム機能	燃料GMは、定検停止時に <u>制御棒駆動水圧系の検査で</u> 、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	燃料GMは、定検停止時にスクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。

27 条	計測及び制御設備	計測制御GMは、チャンネル校正※3（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能検査※4を実施する。 ※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	計測制御GMは、チャンネル校正※3（検出器を除く）を実施し、運転評価GMは論理回路機能※4を確認する。 ※4：本条における論理回路機能の確認とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。
30 条	主蒸気逃がし安全弁	機械第一GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。※1 ※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。	機械第一GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。※1 ※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定事検停止時前に本確認を行うことができる。
32 条	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	機械第一GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。	機械第一GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査の結果を確認し、当直長に通知する。

(3) 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合の PRA 等の検証

①保安規定の審査基準改正内容

保安規定の審査基準の改正において、予防保全を目的とした保全作業（以下「青旗作業」という。）を行う場合は、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA）等を用いて措置の有効性を検証することが新たに定められた。

○保安規定の審査基準対照表

改正前	改正後
○ <u>予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。</u>	<u>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</u>
○ <u>予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。</u>	<u>(削る)</u>

○ なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	(削る)
--	------

②審査基準との適合性

保安規定の審査基準においては、青旗作業全てに対しPRA等での措置の有効性検証が求められることから、第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）の第1項（AOT内の青旗作業）、第2項（AOT外の青旗作業）それぞれに対し、以下のとおりPRA等での検証を規定する。

第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）

各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{*1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。

2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{*1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、主任技術者の確認を得て実施する。

③運用方法

今後柏崎刈羽において、新規制基準への適合を検討しているプラントについては、PRAモデルの高度化を実施しているところであり、運転開始までにPRAモデルの妥当性確認を実施し、定量的な評価を実現していく。

なお、長期停止プラントにおいては、燃料の保有する崩壊熱が低下していることに加えて、全燃料がSFPに貯蔵されている状態のため、リスクが潜在する範囲が限定されており、PRAを用いずともリスクの所在を特定可能である。

したがって、長期停止プラントにおいて、予防保全を実施する場合は、使用済燃料プールの温度が65℃に至る時間と作業時間の比較を行い、SFP温度が65℃に至る前に代替冷却が実施できること（手順含む）を確認する。

(4) 記録

①実用炉規則第 67 条の改正

今回の法令改正において、保安規定の記録の要求である、実用炉規則第 67 条が改正されたため、保安規定第 120 条を変更する。以下に主な対応関係を示す。

実用炉規則第 67 条			福島第二 保安規定第 120 条		
			表 120-1		
			記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
一 発電用原子炉施設の 施設管理 (第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録			1. 使用前 確認 の結果	確認 の都度	同一事項に関する次の 確認 の時までの期間
イ 使用前確認 の結果	確認 の都度	同一事項に関する次の 確認 の時までの期間	(中略)		
ロ 第八十一条第一項第四号の規定による 施設管理 の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理 の実施の都度	施設管理 を実施した発電用原子炉施設の 解体又は廃棄 した後五年が経過するまでの期間	3. 保全 の結果 (安全上重要な機器及び構造物 ^{※2} は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	保全 を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ハ 第八十一条第一項第五号の規定による 施設管理方針 、 施設管理目標 及び 施設管理実施計画 の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	[略]	評価を実施した発電用原子炉施設の 施設管理方針 、 施設管理目標 又は 施設管理実施計画 の改定までの期間	4. 安全上重要な機器及び構造物 ^{※2} の 保全 の結果 (法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む ^{※3})及びその担当者の氏名	実施の都度	保全 を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
二 運転記録 (法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。)			5. 保全 の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
ル 第八十七条第六号ロの 運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	一年間。ただし、 運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。	6. 保全 の不適合管理、是正処置、 未然防止処置 及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置及び 未然防止処置 を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
[三～九 略]			7. 保全の有効性評価、 施設管理 の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の 施設管理方針 、 施設管理目標 又は 施設管理実施計画 の改定までの期間
			(中略)		
			2.8. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間 (ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)
			(以下略)		
			※2: 安全上重要な機器及び構造物 とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。		
			※3: 法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 (変更の許可及び届出等)、第 43 条の 3 の 9 (設計及び工事の計画の認可)、第 43 条の 3 の 10 (設計及び工事の計画の届出)及び 第 43 条の 3 の 11 第 3 項 (使用前事業者検査の確認申請) 、並びに電気事業法第 47 条・第 48 条 (工事計画) 及び第 49 条・第 50 条 (使用前検査) に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。		

十 に従った計画，実施，評価及び改善状品質管理規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムの記録（他の号に掲げるものを除く。）	[略]	[略]
--	-----	-----

表120-3 ※8

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書		
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(中略)		
(2)力量及び教育・訓練又はその他の措置について該当する記録	作成の都度	5年
(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が，要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年
(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録，及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年
(中略)		
(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年
(13)業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(中略)		
(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の， <u>従前</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年
(中略)		
(23)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年

※8：表120-1又は表120-2を適用する場合は，本表を適用しない。

②実用炉規則第 14 条の 3 及び第 57 条の改正

今回の法令改正における事業者検査化に伴い、実用炉規則が改正されたため、保安規定第 120 条を変更する。以下に対応関係を示す。

実用炉規則改正	福島第二 保安規定第 120 条		
<p>実用炉規則第 14 条の 3</p> <p><u>使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>一 検査年月日 二 検査の対象 三 検査の方法 四 検査の結果 五 検査を行った者の氏名 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 検査の実施に係る組織 八 検査の実施に係る工程管理 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 検査記録の管理に関する事項 十一 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p><u>2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)</u></p>	<p>表 120-2</p> <p>記録（実用炉規則第 14 条の 3 及び第 57 条に基づく記録）</p> <p>1. <u>使用前事業者検査</u>の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>検査の都度</p>	<p>保存期間</p> <p>当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間</p>
<p>実用炉規則第 57 条</p> <p>定期事業者検査の結果の記録は、次に・・・《略》・・・</p> <p>：</p> <p>六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた・・・《略》・・・</p> <p>七 検査の実施に係る組織 八 検査の実施に係る工程管理 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 検査記録の管理に関する事項 十一 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。</p>	<p>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査の実施に係る組織 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の都度</p>	<p>その原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間</p>

(5) 用語の変更

事業者検査化及び法令用語の変更に伴い、以下のとおり保安規定全般の用語の変更を行う。

保安規定記載箇所	変更内容
<p>【変更】 第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接事業者検査 → 使用前事業者検査 ・事業者検査化に伴い、(5)の国の検査への立ち合い等を削除
<p>【変更】 第3条（品質マネジメントシステム計画） 第5条（保安に関する職務） 第7条（原子力発電保安運営委員会） 第8条（原子炉主任技術者の選任） 第11条（構成及び定義） 第11条の2（原子炉の運転期間） 第16条（原子炉起動前の確認事項） 第22条（制御棒のスクラム機能） 第24条（ほう酸水注入系） 第27条（計測及び制御設備） 第30条（主蒸気逃がし安全弁） 第32条（非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視） 第39条（非常用炉心冷却系その1） 第41条（原子炉隔離時冷却系） 第42条（主蒸気隔離弁） 第43条（格納容器及び格納容器隔離弁） 第44条（サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁） 第47条（可燃性ガス濃度制御系） 第49条（原子炉建屋） 第50条（原子炉建屋給排気隔離弁） 第51条（非常用ガス処理系） 第52条（残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系） 第53条（非常用ディーゼル発電設備冷却系） 第54条（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系） 第57条（中央制御室非常用換気空調系） 第60条（非常用ディーゼル発電機その1） 第63条（直流電源その1） 第81条（燃料の検査） 第82条（燃料取替実施計画） 第8章（施設管理） 第118条（所員への保安教育） 第119条（協力企業従業員への保安教育） 第120条（記録） 添付4（長期施設管理方針）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前検査 → 使用前確認又は使用前事業者検査 ・保守管理 → 施設管理 ・溶接事業者検査 → 使用前事業者検査 ・施設定期検査 → 定期事業者検査 ・（以下、「定期検査」という。） → （削除） ・定検 → 定事検 ・保守、点検 → 保全又は施設管理

2. その他の申請内容について

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（H28.11.2 施行）に伴う変更
（福島第二/柏崎刈羽）

①実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（P L M関係）：H28.11.2 公布・施行

改正前	改正後
<p>(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第82条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。</p> <p>一から十六 （略）</p> <p>2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後<u>三十年を経過した発電用原子炉</u>に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間</u>において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>一 <u>当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合</u> 延長する期間</p> <p>二 <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> 十年</p> <p>3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後<u>四十年を経過した発電用原子炉</u>に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後<u>四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごと</u>に、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、<u>十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p>(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第82条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。</p> <p>一から十六 （略）</p> <p>2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した<u>発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）</u>に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、<u>同条同項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間</u>において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した<u>発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）</u>に係る発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、<u>同条同項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間</u>において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p>

②実用炉規則（PLM関係）の改正前後における長期施設管理方針の策定（イメージ）

	PLMの実施時期（評価対象）	運転開始後の経過年数			
		30年	40年	50年	60年
改正前	30年目のPLM （運転開始後30年を経過していない発電用原子炉施設）			運転開始後30年を経過する日までに10年間の長期施設管理方針を策定	
	40年目のPLM （運転開始後30年を経過した発電用原子炉施設）	<u>認可を受けた運転延長期間が10年を超える場合</u>			運転延長期間の長期施設管理方針を策定
		<u>上記以外（認可を受けた運転延長期間が10年未満または運転期間延長認可申請しない場合）</u>			運転延長期間が10年未満の場合も、10年間の長期施設管理方針を策定 運転期間延長申請せず運転期間を満了する場合も、10年間の長期施設管理方針を策定
	50年目のPLM （運転開始後40年を経過した発電用原子炉施設）	<u>認可を受けた運転延長期間が10年を超える場合（20年未満または20年）</u>		認可を受けた運転延長期間が10年を超え20年未満の場合も、一律10年間の長期施設管理方針を策定	
		運転開始後60年目に、認可を受けた運転延長期間が満了する場合も、10年間の長期施設管理方針を策定			
改正後	30年目のPLM （運転開始後30年を経過していない発電用原子炉施設）			改正前と同じ	
	40年目のPLM （運転開始後30年を経過した発電用原子炉施設）	<u>認可を受けた運転延長期間が10年を超える場合</u>			改正前と同じ
		<u>上記以外（認可を受けた運転延長期間が10年未満または運転期間延長認可申請しない場合）</u>			運転期間延長認可を受けたものに限り、認可を受けた延長期間が満了するまでの期間の長期施設管理方針を策定
50年目のPLM （運転開始後40年を経過した発電用原子炉施設）	<u>認可を受けた運転延長期間が10年を超える場合</u>		50年目から認可を受けた延長期間が満了するまでの期間の長期施設管理方針を策定		

（備考）実用炉規則第82条が改正（H28.11.2公布・施行）され、40年目と50年目のPLMは、運転期間の延長認可を受けた原子炉について、認可を受けた延長期間が満了する日までの期間において実施すべき長期施設管理方針を策定することが規定され、運転期間の満了する原子炉については、実施を要しないことが定められた。

③福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期保守管理方針</u>) <u>第107条の2</u> <u>原子炉安全GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期保守管理方針</u>の策定</p> <p><u>2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</u></p> <p><u>3. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</u> (中略)</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>) <u>第107条の6</u> <u>各GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1} (以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定^{※2}</p> <p><u>2. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>3. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>4. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</u> (中略)</p> <p><u>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合には延長する期間が満了する日までの方針。</u> <u>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</u> <u>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</u></p>

④柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期保守管理方針</u>) <u>第107条の2</u> 高経年化評価GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{*1}について、<u>各号炉毎</u>、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、<u>また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期保守管理方針</u>の策定</p> <p><u>2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</u></p> <p><u>3. 1号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</u> (省略)</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>) <u>第107条の6</u> 各GMは、<u>1号炉に関し</u>、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{*1} <u>(以下、本条において「機器及び構造物」という。)</u>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに<u>実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定^{*2}</p> <p><u>2. 高経年化評価GMは、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{*3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{*4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>5. 1号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</u> (中略)</p> <p><u>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合には延長する期間が満了する日までの方針。</u></p> <p><u>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</u></p> <p><u>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</u></p>

⑤実用炉規則の改正（H28.11.2）と保安規定【PLM関係】との対応関係

改正実用炉規則	柏崎刈羽 保安規定
<p>(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第82条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。</p> <p>一から十六 （略）</p> <p>2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、同条同項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p> <p>3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、同条同項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6 各GMは、1号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器及び構造物^{※1}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2. 高経年化評価GMは、2号炉，3号炉，4号炉，5号炉，6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)，(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 1号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が適格に把握される箇所を除く</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合には延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>

(2) 柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更（柏崎刈羽）

①モバイル設備管理グループの設置

安全対策として新たに設置される設備（GTG、電源車等）については、新規制基準適合後（新規制基準に係る保安規定認可後）に保全計画に基づいた施設管理やサーベイランス・巡視点検等の運用が開始されるが、既に設備が設置され設備運用を開始している設備もある。

既に設置された設備については、新規制基準適合までに実施される保全活動の業務を現在設備の設置箇所が実施しているが、一元的な施設管理により業務の効率化を図ることを目的にモバイル設備管理グループを設置する。

②コンフィグレーションマネジメントグループの設置

総括的な立場で以下の設計管理及び構成管理の展開戦略や実施事項の検討を行うなど、CM全般を牽引し所内展開を図っていくことを目的にコンフィグレーションマネジメントグループを設置する。

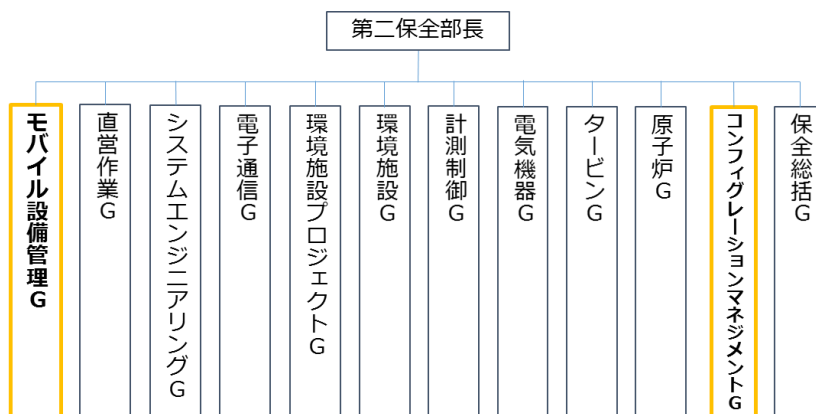
- ・新規設備を含むプラント設備の構成管理の確立
- ・構成管理確立後の変更管理ルール の 制定
- ・発電所員へのCMの教育、理解促進活動
- ・CM関連ガイドの作成

③保安規定の変更点

第4条（保安に関する組織）
図4 [モバイル設備管理グループ及びコンフィグレーションマネジメントグループを柏崎刈羽原子力発電所の第一保全部及び第二保全部に追加]
第5条（保安に関する職務）
2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 <u>(35) モバイル設備管理グループは、電源機能等喪失時に必要となる可搬式設備に係る施設管理に関する業務を行う。</u> <u>(36) コンフィグレーションマネジメントグループは、発電所における設計管理及び構成管理の総括に関する業務を行う。</u>

※：保安規定第4条には、第一保全部及び第二保全部に当該グループを記載しているが、1グループで柏崎刈羽の1～7号炉を所管するため、便宜上記載している。

④変更後の第二保全部の組織



(3) 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更（柏崎刈羽）

平成 25 年 9 月 27 日原管発官 25 第 245 号をもって変更認可申請している柏崎刈羽の保安規定変更認可申請書の内容のうち、改正実用炉規則の以下条文等について、本申請に含めて変更する。

①実用炉規則第 92 条第 1 項 6 号及び 7 号

実用炉規則の改正により、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等を保安規定で定めることが規定されたことから、保安規定を変更する。

また、本改正に伴い保安規定の審査基準において、主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図られることが規定されたことから、保安規定に反映する。なお、本内容は福島第二では既認可済であるとともに、社内規程においては、柏崎刈羽でも既に一部除いて*運用を開始している。以下に実用炉規則の内容と保安規定の対応関係を明示する。なお、要求事項に対応した変更以外の記載の適正化については割愛する。

※：電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の保安運営員会の成立条件への追加については、保安規定認可・施行後から適用

現行実用炉規則	柏崎刈羽保安規定
<p>(保安規定)</p> <p>第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>七 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任(担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 5 条（保安に関する職務）、第 9 条（原子炉主任技術者の職務等）及び第 9 条の 2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定めさせる。また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第 4 条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 図 4</p> <p>[電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を【柏崎刈羽原子力発電所】所長以下に追加]</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第 7 条</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>

現行実用炉規則	柏崎刈羽保安規定
	<p><u>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)</u></p> <p><u>第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</u></p> <p><u>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ少なくとも1名は保全、運転等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</u></p> <p><u>3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</u></p> <p><u>4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者を選任する。</u></p> <p><u>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)</u></p> <p><u>第9条の2</u></p> <p><u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}（原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</u></p> <p><u>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</u></p> <p><u>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</u></p> <p><u>(3) 使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</u></p> <p><u>(4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。</u></p> <p><u>(5) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</u></p> <p><u>(6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。</u></p> <p><u>(7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</u></p> <p><u>2. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p> <p><u>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</u></p>

現行保安規定の審査基準	柏崎刈羽保安規定
<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 5 号, 6 号, 7 号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>○発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</p>	<p><u>(主任技術者の情報交換)</u> <u>第 9 条の 3</u> <u>原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。</u></p>

②実用炉規則第 95 条

実用炉規則の改正により、原子炉主任技術者の選任条件が定められたことから、保安規定を変更する。なお、本内容は福島第二では既認可済であるとともに、社内規程においては、柏崎刈羽でも既に運用を開始している。以下に実用炉規則の内容と保安規定の対応関係を明示する。

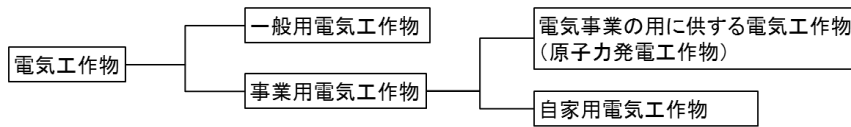
現行実用炉規則	柏崎刈羽保安規定
<p>(発電用原子炉主任技術者の選任等)</p> <p>第九十五条 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第 8 条 原子力・立地本部長は、<u>原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して 3 年以上従事した経験を有する者の中から</u>選任する。</p> <p><u>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 原子炉の運転に関する業務</u></p> <p><u>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</u></p> <p><u>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</u></p> <p>(以下略)</p>

(4) 電気事業法上の福島第二原子力発電所廃止に伴う変更（福島第二）

①電気事業法上の廃止について

福島第二原子力発電所は電気事業法第 27 条の 27 の規定に基づき、2020 年 9 月 30 日を廃止日とした発電事業変更届出書を経済産業大臣へ提出している。この届出により、福島第二原子力発電所は、原子力発電工作物の保安に関する命令の規制を受ける原子力発電工作物（原子力を原動力とする発電用の電気工作物）ではなくなり、電気事業法施行規則の規制を受ける自家用電気工作物となった。

【電気工作物の分類】



②保安規定の変更内容

上記変更に伴い、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の保安の対象の名称が変更となることから、広義の「事業用電気工作物」に変更を行う。なお、ボイラー・タービン主任技術者については、法令上要求がなくなるが、今後申請を予定している廃止措置計画及び同計画に基づく保安規定の認可までは、これまでと同様の運用を続けることとする。

第 9 条の 2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務）

電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、**事業用電気工作物**の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

（以下略）

以 上